

「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」に係る特別要綱  
(新型コロナウイルス感染症対応)

3 産労商地第 240 号  
令和 3 年 4 月 23 日

(目的)

第 1 条 都内では新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加傾向にあり、また、感染力の高い変異株の脅威に直面しており、令和 3 年 4 月 23 日付で緊急事態宣言の発令が決定された。

緊急事態宣言の期間において更なる感染拡大を防止するためには、人流の一層の抑制が必要であり、イベント等の催物については、主催者等に対して、社会生活の維持に必要なものを除き、原則として無観客で開催することなどが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき要請されており、都内の商店街においてもイベントの中止又は縮小が避けられない状況となっている。

このため、「東京都地域連携型商店街事業費補助金交付要綱」(以下「地域連携要綱」という。)第 4 条ただし書以下に定めるイベント事業において、使用実績のないものとして補助対象外としている経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず使用されなかった次に定める経費等について、補助対象経費として扱うため、本要綱を定める。

(補助対象経費等)

第 2 条 地域連携要綱別表 2 (第 4 条関係) の(2)の区分「使用実績のないもの」に関する摘要「天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費は除く」とあるのを、「天災地変の発生により、やむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費及び新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず使用されなかった経費等の内、別に定めるものは除く」と読み替える。

2 前項の「別に定めるもの」については、下表のとおりとする。

区分	摘要
事業周知に要した(する)経費	当初予定していたイベントを周知した費用及びイベントの中止を周知した費用
会場設営及び運営委託に要した(する)経費	施設・設備の設営に係る経費 中止決定前に契約締結等を行った会場設営及び運営委託契約の約款等により発生したキャンセル料
景品購入費	不特定多数の者に、あらかじめ周知した又は周知しようとした個数以下の部分の購入費用
記念品購入費	不特定多数の者に、あらかじめ周知した又は周知しようとした個数以下の部分の購入費用

出演料	中止決定前に契約締結等を行った出演契約の約款等により発生したキャンセル料
その他諸経費	

3 補助対象外経費については、本要綱に定めるもの以外は、地域連携要綱に定めるところによる。

(適用事業)

第3条 本要綱が適用される事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を決定した事業もしくは事業の一部を中止した次に掲げる事業とする。

(1) 令和3年4月25日から令和3年5月11日までに予定している事業

(2) 令和3年5月12日以降に予定している事業で、令和3年4月1日から令和3年4月24日の期間に発注、契約、または支払を行い経費が生じた事業

(要綱等の制定)

第4条 本要綱の適用を受けようとする補助事業者は、必要に応じて要綱等の規定類を整備するものとする。

(その他)

第5条 本要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

(適用期限等)

第6条 本要綱の適用は、令和3年4月1日に遡って適用し、期限については、令和3年度予算事業限りとする。